

登別市議会行政視察関係出張取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公務上、審査又は調査等のため、委員を派遣しようとする場合において必要な事項を定めます。

(委員の派遣)

第2条 登別市議会委員会条例第40条に基づき委員を派遣しようとするときは、次の各号に定めるところによります。

- (1) 各委員会の派遣期間は、原則として1派遣につき5日以内とします。
- (2) 1委員会の派遣中は、他の委員会の派遣については、原則として行わないこととします。

(旅行命令等)

第3条 旅行については、議長の発する旅行命令によって行います。

- 2 日程途中から参加又は不参加が予想される場合は、派遣しないことを原則とします。
- 3 緊急やむを得ない事由により、途中参加、不参加等が生じた場合には、帰着後直ちに議長等に連絡し、所定の手続きをしなければなりません。

(旅費の支給)

第4条 旅費の支給額は、当該年度の規定予算の範囲内とします。

- 2 旅費の計算については、当分の間、別途定めることとします。

(報告)

第5条 帰着後は、速やかに関係資料添付の上、議長に報告するものとします。

(公務災害補償)

第6条 この要綱に基づく、公務上の災害に対する補償については、登別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行します。

この要綱は、平成19年4月1日から施行します。